

## 日本の教育の歩み（４）

### 7. 大正時代～昭和戦前時代の教育

日露戦争後、日本は大国意識を持つ一方で、大正デモクラシーの時代に入り、子供の自主性を伸ばす大正自由教育が広がったが、やがて軍国時代に入ると、天皇の臣民として忠誠心を持つことが教育の目標とされ、遂に戦時色に染まった教育の時代となり終わった。

#### （１）日露戦争後の教育の状況

日露戦争勝利後の軍備拡張と資本主義経済の発展につれ教育の目標は資本主義を担う国民の養成であった。そこで戊辰詔書を1908年/明治41年に発布し、地方自治体の財政再建、農業振興、民心向上を目的に地方改良運動を展開した。その中で小学校は地域の教化政策の中心におかれ、村長は村の指導者となり、村民教育方法が考えられ、教育の対象は小学生だけでなく、実業補習学校、青年会、婦人会の青年や一般村民にまで拡大され、責任の自覚や勤労奉仕が課題として教えられた。

児童数が増加すると、教員の増加が必要になり、師範学校増設や生徒数の増加が要求され、師範学校が大衆化され、師範学校生徒の3気質も成立しがたくなってきた。

#### （２）「国民精神作興に関する詔書」の公布（1923年/大正12年）

資本家と労働者、都市と農村の格差が生じ、労働運動が盛んになり、1918年/大正7年には米騒動が起こり、教育界では学生運動も増えた。大正教育運動が展開され、民衆の自己教育を理念とし長野県で上田自由学校、新潟県で木崎農民小学校が設立された。社会運動が政府にとって無視できない存在となると、臨時教育会議では、高等教育の拡充を中心に教育制度を整備し、「兵式体操に関する建議」（1917年/大正6年）によって軍国主義への準備をはかり、1919年/大正8年には初等・中等・高等教育の目的として、「国民道徳」と「国家思想」の涵養が設定された。そこで、本格的な思想問題対策として「国民精神作興に関する詔書」を公布した。（1923年/大正12年）

民主主義思想の浸透や社会運動の高まりで、現場教師の間でも教員の待遇改善の要求が高まってきた。当時の教員の給与は勤め人平均の70%程度と低いものであった。

#### （３）高等教育の拡充

1918年/大正7年に「高等学校令」、「大学令」が公布され、高等学校は修業年限を3年とし、中学校4年修了者も入学可能とし、7年生高等学校(成城、成蹊、武蔵、東京、府立、甲南など)も設置された。専門学校も増加し、私立専門学校の大学への昇格も図られ、高等学校卒業生の増加で大学入学にも入学選抜が行なわれるようになった。高等小学校では実業科目が重視され、進学する児童は50%を越えた（1919年/大正8年）。

一般社会では労働者と資本家、小作人と地主との貧富格差が拡大し、両者の対立が鮮明になり、学校教育でも差別が見られるようになった。

大正自由教育では、学習者である子供の観点から公教育を再編成する動きが見られ、「児童中心主義」が支持された。「子供自身に為すことによって学ばせる動的教育法」を導入

し、子供が学習に意義を見出すようにした。この新教育は師範学校附属小学校や私立小学校を中心に展開され、一般の公立小学校にも普及したが、文部省はこれを危険視し、弾圧されるようになり、新教育は衰退していった。

1918年/大正7年から第3期国定教科書が使用され始めた。修身教科書では近代市民社会の倫理が再び重視され、国語教科書では国際協調の意義も教えられたが、歴史教科書では神話が増加した。

#### (4) 戦前の昭和初期

1929年/昭和4年に世界恐慌が発生し、日本経済も深刻な時代になり満州事変、支那事変の勃発により、日本は戦時色が強まっていった。1925年/大正14年に「文政審議会」の答申に基づき「陸軍現役将校学校配属令」が制定され、大学を除く中等教育以上の教育機関で軍事訓練が必修となった。1935年/昭和10年には文政審議会に代わり「教学刷新評議会」が設置され、その答申で「敬神崇祖」の精神を各学校段階で徹底するようになった。1937年/昭和12年には「教育審議会」を設置し、尋常小学校の国民学校への改編、義務教育を8年に延長、青年学校は19歳まで義務制の実施、貧困による就学免除の廃止、夜間中学校の設置、女子高等学校・女子大学の設置（未実施）などの構想を打ち出した。皇運を支える国民の育成が教育の全ての段階で求められた。

不況下では学校教育は経済更正運動の一環として位置づけられ、愛郷心を狙う郷土教育が展開されるようになり、大正自由教育も変質していった。青年教師の中には社会の階級的矛盾に気付き、教育労働運動を起し、待遇改善要求や日本帝国主義批判をしたので、国家の弾圧の対象となった。

第4期国定教科書は1933年/昭和8年から使用が始まり、生活に身近な事例が取り入れられる一方、天皇の臣民としての倫理が重視され、軍事教材も増え、国体が強調されるようになった。1937年/昭和12年には、国体の尊厳や君臣の大義を説き、天皇への忠誠を教育の根幹とする「国体の本義」を刊行した。

#### (5) 戦時下の教育

教育審議会の論議では戦時期の国家に適した学校教育の在り方が模索された。1938年/昭和13年に「青年学校教育義務制実施に関する件」、「国民学校、師範学校及び幼稚園に関する件」、1939年/昭和14年に「中等教育に関する件」、1940年/昭和15年に「高等教育に関する件」などを答申し、1939年/昭和14年に「青年学校令」が改正され、普通科2年、高等科5年の義務制の青年学校が発足させ、学校教育機会の拡大、中等教育段階の機会均等を図った。1943年/昭和18年には「中等学校令」が公布され、中学校、高等女学校、実業学校を合わせて中等学校とした。中等学校では修業年限を原則4年とし、教育課程を教科と修練に分けた。また「師範学校令」を改正し、師範学校は中等学校卒業程度を入学資格とし、修業年限は3年とした。1941年/昭和16年には「国民学校令」が公布され、初等科6年、高等科2年の国民学校が発足させ、戦時体制に即した皇国民の練成と修練を目的とした。教育内容は国民科、理数科、体錬科、芸能科、実業科の5教科に統合された。

学生改革の構想は戦時下においてほぼ実現された。学校教育の課題は国策に協力する国民の養成であり、心身鍛錬や精神修養が強調され、天皇への忠誠心を持つ皇国民の練成が目指された。

1941年/昭和16年には「臣民の道」を刊行し、日本の海外侵略を世界新秩序建設のための聖戦であるとし、聖戦の目的達成のための国民の行動規準が示された。

第5次国定教科書は国民学校発足にあわせ1941年/昭和16年に使用開始され、すべて戦時色の強いものとなり、戦争教材、神国観念を強調する教材が多く取り入れられた。歴史教科書には皇国史観に基づく天皇の事績が神話時代に遡って語られる形式であった。地理教科書はアジア諸国の記述が中心なり、理科教科書は観察や実験を重視した問題解決型へと変化した。算数教科書では生活に密着した題材を元に問題が作られ、測定概念が重視された。いずれも戦時体制を強く反映したものであった。

教育制度整備の形式は整ったが、戦争の激化により改革の成果は上がらず、生徒は軍需工場や軍に動員され、学校教育の機能は徐々に低下していった。1943年/昭和18年10月には20歳以上の文系学生の徴兵猶予がなくなり、同年10月21日には75,000人の学生による学徒出陣式が雨降りしきる神宮外苑で行われた。ここに教育の崩壊は急速に進んだ。1944年/昭和19年には「**決戦非常措置要綱**」や「**動員令**」、「**学童疎開促進要綱**」が出され、1945年/昭和20年には「**学童疎開強化要綱**」が出され、東京都など大都会の小学校は空襲を避けるために全て閉鎖され、さらに5月には「**戦時教育令**」が出て、国民学校初等科以外の学校での授業が停止された。戦争の激化につれ、都会では学校施設も破壊され、敗戦に向けて国民の教育はないがしろにされていき、学校教育は崩壊状態にあった。

#### 参考文献

- 1) 山田恵吾、貝塚茂樹編「教育史からみる学校・教師・人間像」梓出版社(2005.1.20)

以上

(2009.02.28 SCE・Net 弓削耕)